

横須賀市新型インフルエンザ等対策 行動計画の改定について

横須賀市民生局健康部保健所企画課健康危機管理担当

2025年3月11日

計画の性格

市行動計画は、**政府行動計画及び県行動計画に基づき**、市内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定めるもの。

当初策定

平成21年5月（「横須賀市新型インフルエンザ対策行動計画」として策定）

直近の改定

平成26年5月（「横須賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」として改定）

（参考）新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、**都道府県行動計画**に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。

2～8（略）

政府行動計画の改定概要

【政府行動計画の改定概要】

次の内容を踏まえ、計画を抜本的に改正（令和6年7月改定）

- ・ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化
- ・ 内閣感染症危機管理統括庁や国立健康危機管理研究機構（JIHS）の設置
- ・ 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化

＜改定前の計画との比較＞

	H29.9 改定計画	R6.7 改定計画
対象とする疾患	「病原性の高い新型インフルエンザ等」を念頭	「幅広い呼吸器感染症」 を念頭
時期区分	「未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期」の5期	「準備期、初動期、対応期」 の3期
対策項目	実施体制等の「6項目」	「13項目」 に拡充

【新型インフルエンザ等対策の主たる目的】

- 「感染拡大防止」と「国民生活及び国民経済に与える影響の最小化」の2つ

【新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項】

- 「平時の備えの拡充」「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替」

政府行動計画の対策項目

【対策項目】

- ① 実施体制
- ② 情報収集・**分析**
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**
- ⑤ **水際対策**
- ⑥ まん延防止
- ⑦ **ワクチン**
- ⑧ 医療
- ⑨ **治療薬・治療法**
- ⑩ **検査**
- ⑪ **保健**
- ⑫ **物資**
- ⑬ 国民生活及び国民経済の安定の確保

【5つの横断的な視点】

対策項目に共通する横断的な視点からの整理

- I 人材育成
- II 国と地方公共団体との連携
- III DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
- IV 研究開発への支援
- V 国際的な連携

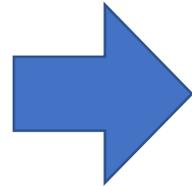
【政府行動計画の実効性を確保するための取組等】

- 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- 毎年度定期的なフォローアップと、おおむね6年ごとの改定について検討

【時期区分】

現計画

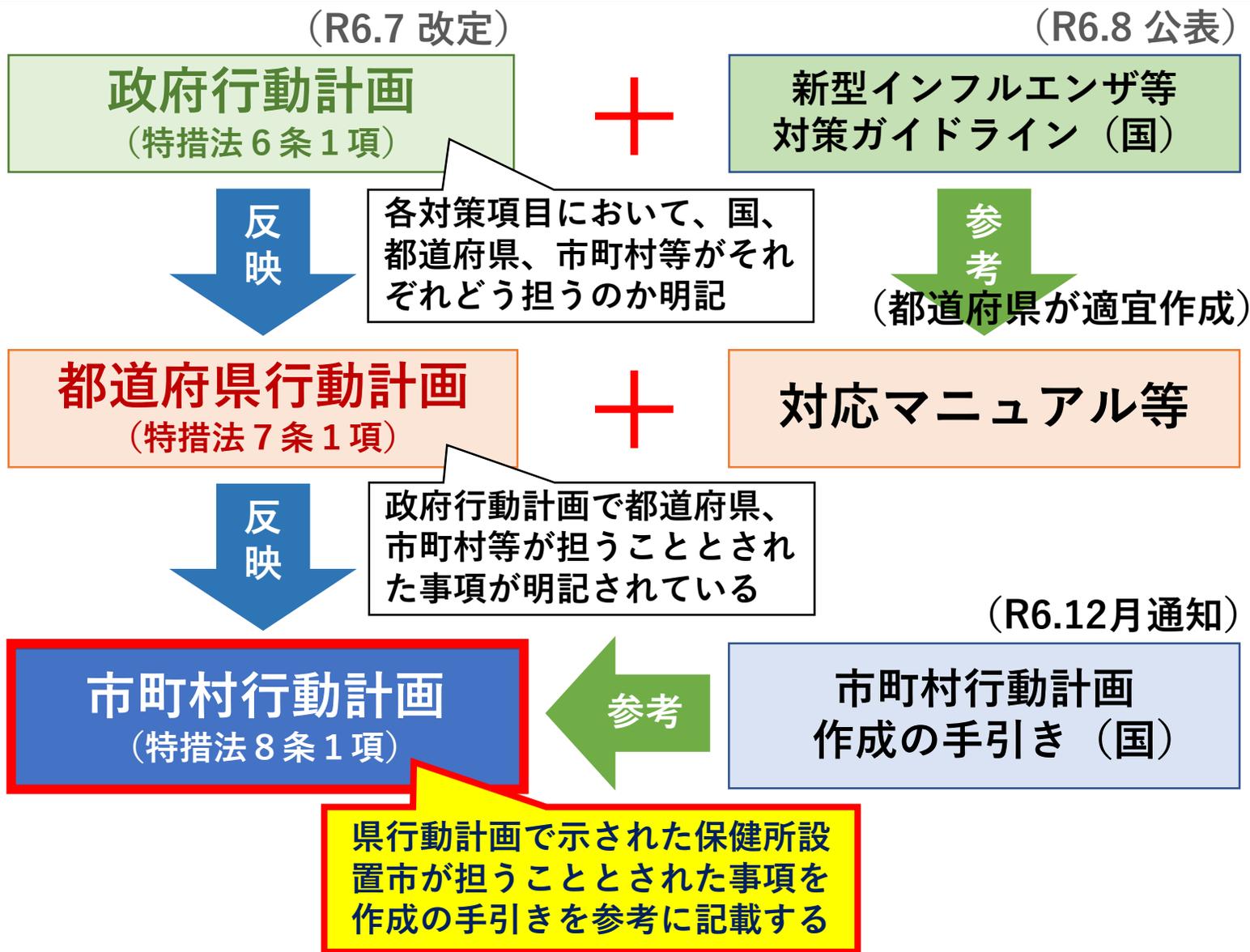
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているか、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



改定計画

準備期	発生前の段階	
初動期	A	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
	B	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
対応期	C-1	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

各行動計画等の位置づけ



- ・情報収集・分析 (新規)
- ・サーベイランス
- ・情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ・水際対策
- ・まん延防止
- ・予防接種 (ワクチン)
- ・医療
- ・治療薬・治療法
- ・検査 (新規)
- ・保健 (新規)
- ・物資の確保 (新規)
- ・事業者・職場における対策
- ・埋火葬の円滑な実施

- 実施体制やまん延防止、市民生活等について、幅広い関係部局・関係機関と連携して検討
- 政府行動計画や県行動計画、市町村向けの手引きを踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応での経験等を反映
- 横須賀市感染症予防計画など他計画と整合を図る

横須賀市行動計画の骨子案

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）	市行動計画（現行）
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1. はじめに
第1節 感染症危機を取り巻く状況	第1節 感染症危機を取り巻く状況	第1節 感染症危機を取り巻く状況	—
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
—	—	—	(2) 取組の経緯
第3節 政府の感染症危機管理の体制	—	第3節 横須賀市の感染症危機管理の体制	—
第2章 政府行動計画の作成と感染症危機対応	第2章 行動計画の作成と感染症危機対応	第2章 行動計画の作成と感染症危機対応	
第1節 政府行動計画の作成	第1節 行動計画の作成	第1節 行動計画の作成	(3) 行動計画の策定
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	—

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）	市行動計画（現行）
第3節 政府行動計画改定の目的	第3節 行動計画改定の目的	第3節 行動計画改定の目的	—
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	2.対策の基本方針
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	(1) 目的及び戦略
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	(2) 基本的考え方
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ (1) 有事のシナリオの考え方	第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ (1) 有事のシナリオの考え方	第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ (1) 有事のシナリオの考え方	—

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）	市行動計画（現行）
（２）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	（２）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	（２）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	－
第４節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	第４節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	第４節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	（３）対策実施上の留意点
（１）平時の備えの整理や拡充	（１）平時の備えの整理や拡充	（１）平時の備えの整理や拡充	－
（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	－
（３）基本的人権の尊重	（３）基本的人権の尊重	（３）基本的人権の尊重	ア 基本的人権の尊重
（４）危機管理としての特措法の性格	（４）危機管理としての特措法の性格	（４）危機管理としての特措法の性格	イ 危機管理としての特措法の性格
（５）関係機関相互の連携協力の確保	（５）関係機関相互の連携協力の確保	（５）関係機関相互の連携協力の確保	ウ 関係機関相互の連携協力の確保

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）	市行動計画（現行）
（６）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	（６）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	（６）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	－
（７）感染症危機下の災害対応	（７）感染症危機下の災害対応	（７）感染症危機下の災害対応	－
（８）記録の作成や保存	（８）記録の作成や保存	（８）記録の作成や保存	エ 記録の作成・保存
－	－	－	（４）流行規模及び被害の想定
第５節 対策推進のための役割分担 （１）国の役割	第５節 対策推進のための役割分担 （１）国の役割	第５節 対策推進のための役割分担 （１）国の役割	（５）役割分担 ア 国の役割
（２）地方公共団体の役割	（２）県、市町村の役割	（２）県の役割	イ 県の役割
－	－	（３）市の役割	ウ 横須賀市の役割
（３）医療機関の役割	（３）医療機関の役割	（４）医療機関の役割	エ 市内医療機関の役割
（４）指定（地方）公共機関の役割	（４）指定（地方）公共機関の役割	（５）指定（地方）公共機関の役割	オ 指定（地方）公共機関の役割

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）	市行動計画（現行）
（５）登録事業者	（５）登録事業者	（６）登録事業者	カ 登録事業者
（６）一般の事業者	（６）一般の事業者	（７）一般の事業者	キ 一般の事業者
（７）国民	（７）個人	（８）市民	ク 個人
－	－	－	ケ 関係機関の協力
第２章 新型インフルエンザ等 対策の対策項目と横断的視点 第１節 政府行動計画にお ける対策項目等 （１）政府行動計画の主な 対応項目	第２章 新型インフルエンザ等 対策の対策項目と横断的視点 第１節 行動計画における 対策項目等 （１）行動計画の主な対応 項目	第２章 新型インフルエンザ等 対策の対策項目と横断的視点 第１節 市行動計画におけ る対策項目等 （１）市行動計画の主な対 応項目	（６）行動計画の主要６項 目
（２）対策項目ごとの基本 理念と目標	（２）対策項目ごとの基本 理念と目標	（２）対策項目ごとの基本 理念と目標	－
①実施体制	①実施体制	①実施体制	ア 実施体制
②情報収集・分析	②情報収集・分析	②情報収集・分析	－
③サーベイランス	③サーベイランス	③サーベイランス	イ サーベイランスと情報収集

横須賀市行動計画の骨子案

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）	市行動計画（現行）
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	ウ 情報提供・共有
⑤水際対策	⑤水際対策	⑤水際対策	－
⑥まん延防止	⑥まん延防止	⑥まん延防止	エ 予防・まん延防止
⑦ワクチン	⑦ワクチン	⑦ワクチン	－
⑧医療	⑧医療	⑧医療	オ 医療
⑨治療薬・治療法	⑨治療薬・治療法	⑨治療薬・治療法	－
⑩検査	⑩検査	⑩検査	－
⑪保健	⑪保健	⑪保健	－
⑫物資	⑫物資	⑫物資	－
⑬国民生活及び国民経済の安定の確保	⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	⑬市民生活及び市民経済の安定の確保	カ 市民生活及び市民経済の安定の確保
－	－	－	(7) 発生段階

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）	市行動計画（現行）
（3）複数の対策項目に共通する横断的な視点	（3）複数の対策項目に共通する横断的な視点	（3）複数の対策項目に共通する横断的な視点	—
I 人材育成	I 人材育成	I 人材育成	—
II 国と地方公共団体との連携	II 国と地方公共団体との連携	II 国と地方公共団体との連携	—
III DXの推進	III DXの推進	III DXの推進	—
IV 研究開発への支援	IV 研究開発への支援	—	—
V 国際的な連携	—	—	—
第3章 政府行動計画の実効性を確保するための取組等	第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等	第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	—
第1節 国立健康危機管理研究機構(JIHS)の果たす役割	第1節 県がJIHS等との連携により果たす役割	—	—
第2節 政府行動計画等の実効性確保	第2節 行動計画等の実効性確保	第1節 市行動計画等の実効性確保	—
（1）EBPMの考え方に基づく政策の推進	（1）EBPMの考え方に基づく政策の推進	（1）EBPMの考え方に基づく施策の推進	—

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）	市行動計画（現行）
（２）新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	（２）新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	（２）新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	－
（３）多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	（３）多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	（３）多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	－
（４）定期的なフォローアップと必要な見直し	（４）定期的なフォローアップと必要な見直し	（４）定期的なフォローアップと必要な見直し	－
（５）都道府県行動計画や市町村行動計画等	（５）市町村行動計画等	（５）市行動計画	－
（６）指定（地方）公共機関業務計画	（６）指定（地方）公共機関業務計画	（６）指定（地方）公共機関業務計画	－

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）	市行動計画（現行）
<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p>	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p>	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p>	<p>3. 発生段階別の主たる対策と役割分担</p>
<p>第1章 実施体制 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」</p>	<p>第1章 実施体制 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」</p>	<p>第1章 実施体制 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」</p>	<p>(1) 未発生期 ア実施体制 イサーベイランス・情報収集 ウ情報提供・共有 エ予防・まん延防止 オ医療 カ市民生活及び市民経済の安定の確保</p>
<p>第2章 情報収集・分析 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」</p>	<p>第2章 情報収集・分析 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」</p>	<p>第2章 情報収集・分析 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」</p>	<p>以下「(1) 未発生期」同様、 「(2) 海外発生期」「(3) 市内未発生期」「(4) 市内発生早期」 「(5) 県内感染期」「(6) 小康期」に対して、それぞれ(1)～(6)の記載あり</p>
<p>第3章 サーベイランス 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」</p>	<p>第3章 サーベイランス 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」</p>	<p>第3章 サーベイランス 第1節 「準備期」 第2節 「初動期」 第3節 「対応期」</p>	<p>※(4)～(6)のみ「キ緊急事態宣言がされている場合の措置」の記載あり</p>

政府行動計画（改定後）

県行動計画（改定後）

市行動計画（案）

市行動計画（現行）

第4章 情報提供・共有、リ
スクコミュニケーション

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

第4章 情報提供・共有、リ
スクコミュニケーション

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

第4章 情報提供・共有、リ
スクコミュニケーション

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

（1）未発生期
ア実施体制
イサーベイランス・情報収集
ウ情報提供・共有
エ予防・まん延防止
オ医療
カ市民生活及び市民経済の安定の確保

第5章 水際対策

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

第5章 水際対策

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

第5章 水際対策

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

以下「（1）未発生期」同様、
「（2）海外発生期」「（3）市内未
発生期」「（4）市内発生早期」
「（5）県内感染期」「（6）小康
期」に対して、それぞれ(1)～(6)の記
載あり
※(4)～(6)のみ「キ緊急事態宣言が
されている場合の措置」の記載あり

第6章 まん延防止

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

第6章 まん延防止

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

第6章 まん延防止

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

第7章 ワクチン

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

第7章 ワクチン

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

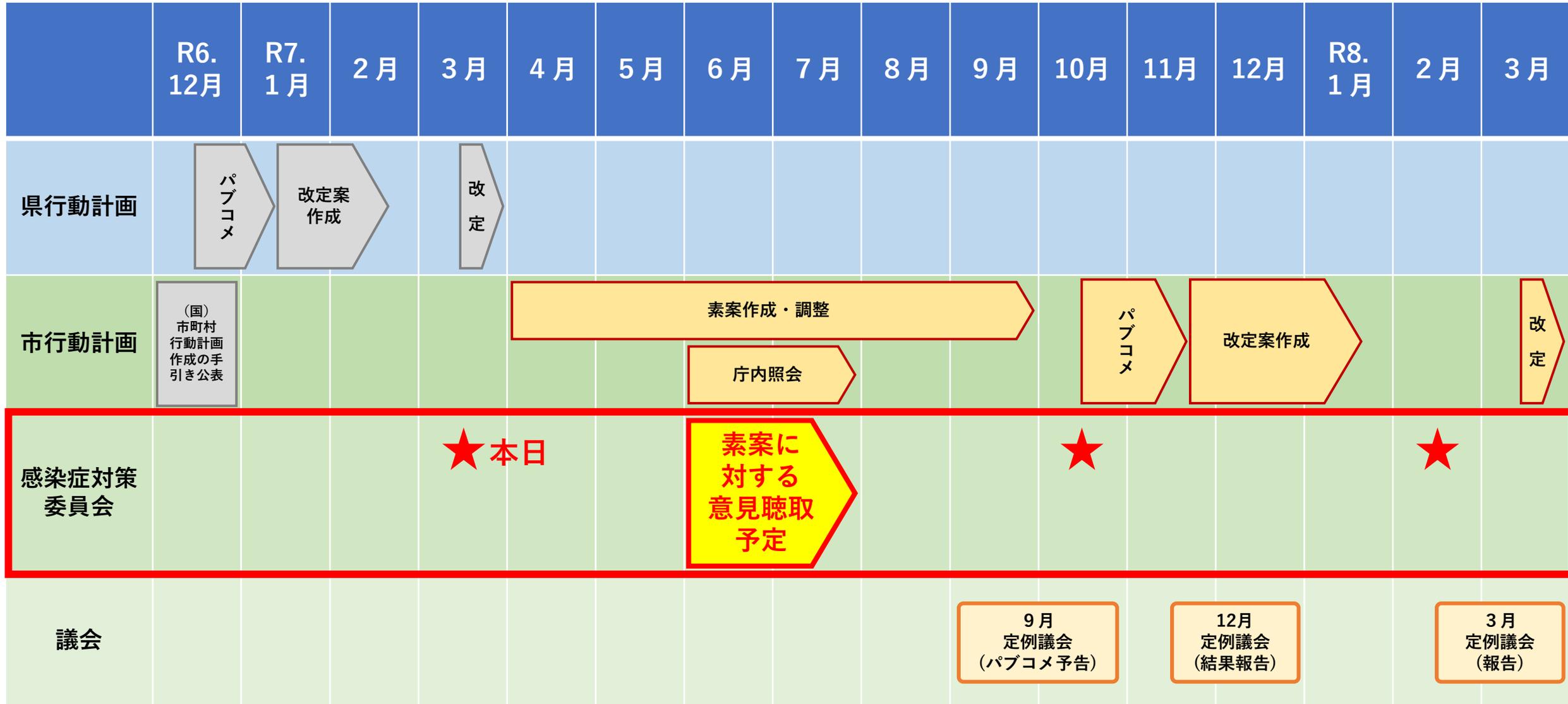
第7章 ワクチン

- 第1節 「準備期」
- 第2節 「初動期」
- 第3節 「対応期」

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）	市行動計画（現行）
<p>第8章 医療</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第8章 医療</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第8章 医療</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>(1) 未発生期 ア実施体制 イサーベイランス・情報収集 ウ情報提供・共有 エ予防・まん延防止 オ医療 カ市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>以下「(1) 未発生期」同様、 「(2) 海外発生期」「(3) 市内未発生期」「(4) 市内発生早期」「(5) 県内感染期」「(6) 小康期」に対して、それぞれ(1)～(6)の記載あり ※(4)～(6)のみ「キ緊急事態宣言がされている場合の措置」の記載あり</p>
<p>第9章 治療薬・治療法</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第9章 治療薬・治療法</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第9章 治療薬・治療法</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	
<p>第10章 検査</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第10章 検査</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第10章 検査</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	
<p>第11章 保健</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第11章 保健</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第11章 保健</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）	市行動計画（現行）
<p>第12章 物資</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第12章 物資</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第12章 物資</p> <p>第1節 「準備期」</p>	<p>（1）未発生期 ア実施体制 イサーベイランス・情報収集 ウ情報提供・共有 エ予防・まん延防止 オ医療 カ市民生活及び市民経済の安定の確保</p>
<p>第13章 国民生活及び国民経済の安定の確保</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>第1節 「準備期」</p> <p>第2節 「初動期」</p> <p>第3節 「対応期」</p>	<p>以下「（1）未発生期」同様、 「（2）海外発生期」「（3）市内未発生期」「（4）市内発生早期」「（5）県内感染期」「（6）小康期」に対して、それぞれ(1)～(6)の記載あり ※(4)～(6)のみ「キ緊急事態宣言がされている場合の措置」の記載あり</p>
<p>用語集</p>	<p>用語集</p>	<p>用語集</p>	<p>用語集</p>

横須賀市行動計画の改定スケジュール案について



ご清聴
ありがとうございました

